

## 受動喫煙のない 大田区を目指して

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、公共施設や飲食店などでの喫煙ルールが変わります。

屋内は原則禁煙となり、喫煙室などの設置には基準が設けられます。

誰もが気持ちよく過ごせる受動喫煙のないまちにしていきたいと思います。



### NO SMOKING AREA



### SMOKING ROOM



### 飲食店などは原則として屋内禁煙に

令和2(2020)年4月1日以降、原則として屋内は禁煙になります。飲食店は令和元(2019)年9月1日から“禁煙”“喫煙専用室あり”など、店舗内の喫煙状況の店頭表示が義務付けられます(※)。

区内飲食店に対し、パンフレットや標識ステッカーなどを8月から順次送付します。詳細は区HPをご覧ください。

※屋内に喫煙室を設置する場合は、一定の基準を満たす必要があります

店頭表示についての詳細はコチラ



新制度の標識の一例



### 公共施設は原則として敷地内禁煙に

7月1日以降、公共施設の屋内は禁煙となります。敷地内の屋外でも要件を満たした喫煙所以外では喫煙できなくなります。



学校 児童福祉施設 病院

区役所本庁舎 特別出張所 など



詳細はコチラ

### 分煙環境を整備しています

蒲田駅東口、大森駅東口三角広場に新たに公衆喫煙所を設置しました。今後も公衆喫煙所の整備を進めていきます。たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるよう、たばこを吸うときは公衆喫煙所などを利用しましょう。また、歩きたばこは危険ですのでやめましょう。



蒲田駅東口公衆喫煙所

公衆喫煙所の整備状況など、詳細は区HPをご覧ください。 →

環境対策課環境推進担当 ☎5744-1366 FAX5744-1532

